

エンドユーザー使用許諾契約

本 EULA に関連するソフトウェア（「ソフトウェア」）をインストールまたは使用する前に、Info Input Express、Capture Pro、Info Input Solution（トランザクションバージョンとバッチバージョンの両方）、Alaris Asset Management、Alaris Smart Touch ソフトウェア、および個別の使用許諾契約に明示的に従わないビジネス上の目的で Kodak Alaris が提供するその他のソフトウェアを含むがこれに限定されない本エンドユーザー使用許諾契約（以下「本 EULA」）を注意深くお読みください。

本ソフトウェアをインストールまたは使用することにより、お客様は本 EULA に拘束されることに同意し、以下を表明および保証するものとします。(i) お客様が組織の活動に関連してソフトウェアを使用している会社、政府機関、その他の組織または法人の従業員、代理人またはその他の代理人である場合は、お客様は、組織または団体に代わって本 EULA を締結する権利と権限を有し、組織または団体を本 EULA の条件に拘束するものとします。また (ii) お客様が個人的目的で本ソフトウェアを使用し、18 歳以上の場合は、拘束力のある契約を締結するための法的能力を持っています。本 EULA の条項に同意しない場合は、本ソフトウェアまたは関連文書をいかなる目的でもインストールまたは使用しないでください。

Kodak Alaris は、本 EULA を予告なしにいつでも独自の裁量で変更および更新する権利を留保します。そのような変更後のソフトウェアの継続的使用は、更新された EULA に拘束されることに同意したものと、これは以下の Kodak Alaris の Web サイトで利用できるものとします：<http://legal.kodakalaris.com>。本 EULA への参照は、本 EULA が変更され、随時更新されるものとみなされます。

欧州経済地域から本ソフトウェアを提供された場合、本ソフトウェアは Kodak Alaris Limited によってお客様に使用許諾され、他の管轄区域から本ソフトウェアを提供されている場合、そのソフトウェアは Kodak Alaris Inc.によってお客様に使用許諾されます。この EULA で使用される「Kodak Alaris」という用語は、該当する場合は、Kodak Alaris Inc.または Kodak Alaris Limited を指します。

本 EULA に反する趣旨の規定があったとしても、本 EULA（明示的、黙示的にかかわらず）の下で使用許諾は付与されません。本 EULA は、合法的に取得しなかったソフトウェアのいかなる権利、または本ソフトウェアの正当に承認されたコピーではないいかなる権利も明示的に除外します。

1. **使用許諾の付与。** 本 EULA に規定されているすべての利用規約に厳格に準拠していることを条件として、Kodak Alaris は、お客様に非独占的、非譲渡、非サブライセンス（正式に承認されたサブユーザーに関しては除く）限定使用許諾を許可します。本ソフトウェアは、対象となる注文書、請求書、または Kodak Alaris によって提供されるその他の文書または仕様に特に明記または意図した目的で使用するものとします。いかなる場合においても、お客様の社内業務目的（ビジネスプロセスのアウトソーシングサービス、エンドユーザーのクライアントへのマネージドサービスまたは同様のサービス提供を含む場合がある）に関連して、Kodak Alaris によって合意された範囲を除き、署名付き書面でのみサービスまたはスタンドアロンのソフトウェアを提供するソフトウェアとは関係ありません。Kodak Alaris がインスタンスの数を制限しているソフトウェアに関して、お客様は、本ソフトウェアの各インスタンスを同時にインストールまたは実行したり、別途ライセンス料を請求したりすることができます。最初のインスタンス以降に追加のインスタンスを使用するためには追加の使用許諾を取得する必要があります。本契約に基づいて付与された使用許諾は、今後利用可能になる可能性のあるソフトウェアの将来の更新、アップグレードまたは補足の権利をお客様に付与するものではありません。Kodak Alaris によって更新、アップグレードまたは補足が提供された場合、その使用は本 EULA に準拠します。本ソフトウェアは、他のサードパーティプロバイダーの利用規約に準拠する場合があります。これにより、すべての点において遵守することを認め、同意するものとします。本 EULA に関連する特定のソフトウェアに適用されるサードパーティプロバイダーの利用規約に関連する情報は、次の Kodak Alaris のウェブサイトでご覧いただけます：<http://legal.kodakalaris.com>。ここに明記されていないすべての権利は留保されています。本 EULA では、Kodak Alaris またはその使用許諾者の名前、ロゴ、または商標を使用する権利は付与されていません。本 EULA は、本ソフトウェアまたはその他の知的財産の販売のためのものではありません。本ソフトウェアおよびすべての関連文書（その中のすべての知的財産権を含む）に関するすべての権利、権原および利益は、Kodak Alaris またはその使用許諾者によって保持されます。

2. **使用の制限。**お客様は、以下の権利は許諾されておりません。(i) 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、(ii) 本ソフトウェアの変更、改造、改変、派生物の作成、(iii) Kodak Alaris (特に Info Input Express、Capture Pro と Info Input Solution (トランザクションバージョンとバッチバージョンの両方)) が提供する適用注文、請求書、またはその他の文書または仕様書に明示的に指定されている場合を除いて、本ソフトウェアをサードパーティのソフトウェアまたはソリューションに統合、iv) 本ソフトウェアをオープンソース使用許諾 (この契約は、オープンソースイニシアティブによって随時定義されており、現在 <http://www.opensource.org/osd.html> のウェブサイトで公開) の条項に従って、または使用許諾が付与される可能性があるオープンソース使用許諾の条項に結合または適用、(v) ソフトウェアからデータまたはコンテンツを抽出、(vi) 本 EULA で許可されている以外の方法で、ソフトウェアのサブライセンス、賃貸、貸与、またはサードパーティへの貸与を含むが、これらに限定されない方法で本ソフトウェアを複製または頒布、または (vii) 本 EULA で許可されていない方法でのソフトウェアを使用。本ソフトウェアが内部テストと評価のためだけに提供された場合、商用目的または収益目的で本ソフトウェアを使用することはできません。お客様は、(x) お客様のソフトウェアソースコードおよび専有情報を保護するのと同様に、ソフトウェアを不正な開示から保護するものとします。(y) 本ソフトウェアのすべてのコピーを、いつでも、いかなる形式でも安全に保管します。(iii) Kodak Alaris に、お客様が認識された本ソフトウェアへの不正な開示またはアクセスを書面で通知します。

3. **メンテナンス。**特定のソフトウェアについては、Kodak Alaris からメンテナンスサービスを購入するオプションまたは義務があります。正規のソフトウェアの保守料金を支払った場合は、メンテナンスサービスまたは本 EULA が以前に終了していない限り、支払いが行われた期間についても以下の利用規約が適用されます。メンテナンスサービスが提供されている期間中、Kodak Alaris は、エラー修正や拡張機能など、一般公衆またはそのお客様に対して無償で利用できるソフトウェアの更新を行うことができます。メンテナンスサービスの一環として、メンテナンスサービスの有効期間中にリリースされたそのような更新を受け取る権利があります。この権利は、Kodak Alaris が開発し、別の製品として使用許諾を付与するアップグレード、個別のモジュールまたは将来の製品には適用されません。また、一般公衆またはそのお客様に対して無償でリリースされることはありません。お客様は、本ソフトウェアのアップデートまたは新バージョンのインストールと実装、およびそれに関連して必要なデータ変換について単独で責任を負うものとします。

4. **データとプライバシー。**本ソフトウェアでは、本ソフトウェアの使用時にお客様に関する一部の限定的な情報をリクエストまたは収集する場合があります。本ソフトウェアではまた、本ソフトウェアを介してお客様が送信するコンテンツ、およびコンテンツの送信先に関する情報 (「**転送データ**」) を収集する場合があります。また本ソフトウェアでは、ソフトウェアの使用を容易にするため、Cookie または他の受動的なトラッキングメカニズムおよびツールを使用して、情報を収集する場合があります。Kodak Alaris は、Kodak Alaris またはサードパーティによるものを問わず、本ソフトウェアのすべてのユーザーから個人データ以外の総合データを収集する権利を保持するものとします。このデータは、例えばユーザーが本ソフトウェアを起動した回数、本ソフトウェアにログインした回数、ユーザーによって使用される本ソフトウェアの特定の機能、本ソフトウェアで発生するエラーのタイプおよび頻度などに関するものです (「**総合データ**」)。Kodak Alaris は、総合データを使用して、ソフトウェアの使用方法を決定するためのお客様のソフトウェアの全体的な使用方法、およびソフトウェアやその他の既存製品または新製品の改善、強化、開発方法を評価します。Kodak Alaris は、以下の場合に総合データを共有することもできます。(i) 製品およびサービスの提供および提供を支援するベンダーの場合、また (ii) Kodak Alaris が共同プロモーションを提供するサードパーティビジネスパートナーの場合、(iii) Kodak Alaris が法律によって許可されていると判断した場合、または法令または契約上の義務に違反しないと判断した場合、(iv) または、Kodak Alaris が Kodak Alaris の権利または財産を保護する必要があると判断した場合、または本ソフトウェアの他のユーザーの利益を保護するために必要と判断した場合。Kodak Alaris は、以下の場合に総合データおよび転送データを共有することができます。(i) その関連会社の場合、(ii) Kodak Alaris が適切な法的要件または適切な管轄権を有する政府機関の要請を遵守するためにそのような共有が必要であると判断した場合、および (iii) Kodak Alaris が実際のまたは潜在的な訴訟において責任を軽減する可能性があると判断した場合。Kodak Alaris の事業の全部または一部がサードパーティに売却されたり、譲渡された場合、Kodak Alaris は関連する総合データおよび転送データを譲渡された事業の新しい所有者に譲渡します。

5. **契約の期間と終了。**本 EULA の有効期間および本契約に基づいて付与される使用許諾 (以下「**期間**」という) は、お客様の最初のインストール日または使用日から開始され、以下の日まで有効です。(i) 終了まで、または (ii) サブスクリプションで提供されたソフトウェア、またはそのソフトウェアの使用がタイムリミットの対象となるソフトウェアのサブスクリプションまたは期限が切れるまで。お客様は、本ソフトウェアの使用を中止することにより、いつでも終了することができます。Kodak Alaris は、以下の場合、事前の通知なしに直ちに EULA を終了する権利を有するものとします。(x) お客様が本 EULA の利用規約を遵守しなかった場合、または (y) Kodak Alaris がいかなる理由があろうともライセンス料を受け取っていないソフトウェアの場合。これに関しては Kodak Alaris の唯一の絶対

的な裁量です。何らかの理由で本 EULA が終了または満了すると、お客様は、すべての場所から本ソフトウェアをアンインストールして削除し、そのコピーをすべての形式で削除または破棄することに同意するものとします。この EULA の条項は、明示的な条件または性質および意図によって、期間を超えて有効の場合、本 EULA の終了または終了後も存続するものとします。

6. 所有権。 本ソフトウェアに関するすべての知的財産権および所有権は、Kodak Alaris およびその関連会社およびそのそれぞれのライセンサーに帰属し、その権利を留保するものとします。お客様は、本ソフトウェアを使用するための使用許諾のみを取得し、所有権やその他の利害関係はありません。お客様は、ソースコードのソフトウェアが Kodak Alaris の営業秘密のままであり、本 EULA および該当する法律によって要求され保護に同意した場合、いずれの場合も商業上合理的な業界標準の保護基準を使用して保護することに同意するものとします。本項を遵守しない場合は、この EULA が自動的に終了します。Kodak Alaris は利用可能なすべての法的および衡平法上の救済を追求する権利があります。

7. 被許諾者の責任。 お客様は、知的財産に関するすべての法律を含むがこれらに限定されないすべての適用法令を遵守し、従うことに同意するものとします（著作権法、商標法、特許保護、企業秘密に関する法律、およびその他の同様の法律および保護など）。

お客様は、本ソフトウェアの動作、インストール、使用、および本ソフトウェアから得られた結果について責任を負うものとします。お客様は、本 EULA の条件に同意する法的権利と能力を有していることを表明、保証するものとし、該当するログイン資格情報など、本ソフトウェアを通じて送信するすべての情報または資料に対する適切な権利を有します。

8. 限定保証。 Kodak Alaris がライセンス料を徴収するソフトウェアに関してのみ、適用されるすべての要件を満たすシステムに適切にインストールされ、仕様に従って動作する場合、Kodak Alaris は、かかる使用許諾の購入後 30 日間、本ソフトウェアは、適用される仕様に従って実質的に機能し、記載された重要な機能を含みます。

Kodak Alaris は、本ソフトウェアおよび文書に関して、明示的または黙示的に、他のいかなる保証も行いません。Kodak Alaris は、法律上認められている最大限の範囲内で、自分自身のためにおよびその関連会社とそれぞれの使用許諾者に代わって、明示的、黙示的、法律上または商品性、特定の目的に対する適合性を含むがこれに限定されずすべての保証を明示的に否認します。一部の司法管轄区では、黙示的な保証の除外を認めていないため、上記の制限の一部が適用されない場合があります。この限定保証は、お客様に特定の法的権利を付与し、他の法的権利を持つ場合もあります。

9. 責任の制限。 お客様の本ソフトウェアの使用はすべてお客様自身の責任です。Kodak Alaris またはその関連会社、使用許諾者、サプライヤー、販売代理店、従業員、代理人は、本ソフトウェアの使用または誤用、または信頼から生じた責任を負いません。

法律で許可される範囲内で、いかなる場合でも、Kodak Alaris またはその関連会社、使用許諾者、サプライヤー、販売代理店は、あらゆる間接的、偶発的、特別的、派生的、懲罰的な損害（利益の喪失、業務の中断または使用の損失代替またはサービスの調達費用、そのようなデータの再構築のコスト、逸失利益またはその他の損害の使用、本ソフトウェアの使用または使用不可が原因で生じた他の損害を含む）について、当該損失の可能性に関する助言を受けていたかどうかにかかわらず、一切責任を負わないものとします。

Kodak Alaris またはその関連会社、使用許諾者、サプライヤー、販売代理店は、ソフトウェアに関連して、ソフトウェアとの間で集団的責任を負うものとし、本 EULA およびその内容は、契約違反、不法行為（過失など）、虚偽（厳格な詐欺以外）、厳格責任、法定義務違反を含む、あらゆる種類の法律または適法な理論に関連するすべての訴訟について、請求の対象となるソフトウェアについて、Kodak Alaris にお支払いいただいた金額を超えないものとします。損害の除外または制限を認めない管轄地域では、Kodak Alaris の責任は、その管轄区域で認められている最大限の範囲で制限または除外されるものとします。本 EULA のいかなるものも、Kodak Alaris の以下に関しての責任を除外または制限するものではありません。(I) Kodak Alaris またはその役員、従業員、代表者または代理人の故意な意図または重大な過失によって生じた損失または損害、(II) Kodak Alaris または Kodak Alaris の役人、従業員、代表者または代理人に起因する人身傷害または死亡、または (III) 適用される法律によって除外できないその他の責任。

10. **補償。**お客様は、直接または間接的に結果として以下から生じた請求、損失または損害（合理的な法的費用など）に関連して、Kodak Alaris、関連会社、使用許諾者、役員、従業員、および代理人を免責、保護、補償するものとします。(i) 本 EULA の条件に従わずに、お客様、従業員、代理店または顧客による本ソフトウェアの使用、(ii) 本ソフトウェアに関連するサードパーティプロバイダーの利用規約の違反、(iii) 本 EULA の条件の違反、および (iv) お客様または従業員、代理人による過失または故意の不正行為。

11. **輸出。**お客様は、米国の法律および本ソフトウェアを購入した管轄区域の法律で許可されている場合を除き、本ソフトウェアを使用したり、輸出または再輸出したりすることはできません。特に、例外なく、本ソフトウェアの以下への輸出または再輸出は禁じられます。(i) 米国の禁輸対象国（キューバ、イラン、イラク、リビア、北朝鮮、セルビア、スーダン、シリアを含むが、これらに限定されない）、または (ii) 米国財務省の特定国籍業者のリスト、または米国商務省の拒否人物リスト、団体リストに掲載されている人物。本ソフトウェアを使用することで、お客様は当該国に居住していない、当該国の管轄下でない、当該国の国民または住民ではない、あるいは当該のリストに掲載されていないことを表明および保証するものとします。

12. **欧州連合規定。**欧州共同体の加盟国内で本ソフトウェアを購入した場合、本 EULA は EC ソフトウェア指令 (91/250/EEC) の権利を制限するものではありません。

13. **連邦政府のユーザーと買収。**本項は、米国の連邦政府による、あるいは連邦政府のための本ソフトウェアのすべての購入、または連邦政府との契約、認可、共同契約、その他の取り組みに基づいた主契約業者または請負業者（あらゆる階層を含む）による本ソフトウェアのすべての購入に適用されます。当社のソフトウェアは、48 C.F.R. 2.101（2004年10月）で定義され、48 C.F.R. 227.7202-1、227.7202-3、227.7202-4（2004年10月）で言及されている「商用コンピュータソフトウェア」および「商用コンピュータソフトウェア文書類」から構成される「商用品目」です。お客様が米国政府またはその機関または部門に属する場合、本ソフトウェアは (i) 商用品目としてのみ、(ii) 本契約で付与される権利に関してのみ使用許諾が付与されます。本ソフトウェアには制限付き権利が提供されています。米国政府による使用、複製または開示は、DFARS 第 252.227-7013 節の「技術データおよびコンピュータソフトウェアにおける権利条項」のサブパラグラフ (b) (3) 項、もしくは CFR48 号第 52.227-19 節の「商業用コンピュータソフトウェア制限付き権利」のサブパラグラフ (c) (1) および (2) のいずれか該当する方に規定された制限に従います。

14. **経済制裁。**お客様は、国連安全保障理事会をはじめとする、米国の政府機関（米国財務省の外国資産管理局（OFAC）および米国国務省を含む）、欧州連合、英国、陛下の財務省、香港、香港通貨当局、その他の制裁当局、貿易、経済または金融制裁または貿易禁輸措置（「**経済制裁**」）を含むがこれに限定されない規制当局または機能を行行使する政府機関、規制当局、その他の団体が管理するすべての適用法、規制および規則を遵守しなければなりません。お客様は、いかなる取引においても、直接的または間接的に、以下の取引に於いてお客様に代わって行動するサードパーティを許可してはならないことに同意するものとします。(i) 経済制裁の対象となる国、地域またはその他の管轄区域、(ii) 経済制裁の対象または対象、または (iii) 経済制裁の違反。上記の一般性を制限することなく、お客様は、直接的または間接的に、本ソフトウェアを使用したり、サードパーティと取引を行ったり、またはあらゆる材料、物品、またはそれらに由来するまたはそのコンポーネントに関する取引を行わないものとします。経済制裁によって禁止されている国またはその他の管轄権、またはいかなる方法においても、直接的または間接的に、以下の国に於いて、注文、取引、販売、その他のいかなる経済活動にも従事してはならないことを明示的に認めるものとします。(1) イラン、(2) スーダン、(3) 北朝鮮、(4) シリア、(5) キューバ、(6) ベラルーシ、(7) ジンバブエ、(8) ミャンマー（ビルマ）、(9) クリミアとセバスタポリ地域（ウクライナ）、(10) ロシアの軍事/防衛/エネルギー部門。

15. **贈収賄防止。**お客様は、以下の腐敗防止、贈賄防止または反キックバックの法律または規制のすべての要件および禁止事項を遵守しなければなりません。(i) ソフトウェアが取得された管轄区域での遵守、(ii) 米国の外国腐敗行為防止法（以下「FCPA」）の遵守、(iii) 2010年の英国の贈収賄法（「英国の贈収賄法」）、および (iv) 本ソフトウェアの使用に適用されるその他の管轄区域において、それぞれ修正され随時有効になる防止法（総称して「**腐敗防止法**」）の準拠。お客様は、本腐敗防止法に精通し、実行しており、本日付けでビジネスを行うことを表明、保証し、すべての腐敗防止法に従って、本ソフトウェアの入手、インストールおよび使用し、本 EULA に準拠して義務を履行します。お客様、従業員、代理人のいずれも、それが米国で行われた場合、または英国で行われたのであれば、英国の贈収賄法の下で犯罪を構成する行為であるかどうかにかかわらず、FCPA の下での犯罪を構成するいかなる活動にも従事してはなりません。

お客様は、本項の実際のまたは疑いのある違反、または腐敗防止法に関連する実際の、係属中の、または脅かされた規制調査を認識した時点で、Kodak Alaris に速やかに文書で報告しなければなりません。

16. **コンプライアンス**。その後、期間中および 6 ヶ月間、Kodak Alaris は、お客様が本 EULA の条件を遵守するための情報の要求または検査を行うことができます。お客様は、かかる情報の要求または検査に合理的に協力し、関連する記録、システム、機器、情報、および人員へのアクセスを提供するものとし、Kodak Alaris は事業活動を不当に妨害しないために合理的な努力をします。

17. その他。

17.1 **完全合意**。本 EULA は、本ソフトウェアおよびその内容に関するお客様と Kodak Alaris との完全な合意を構成し、本ソフトウェアおよび当該対象に関して書面または口頭による他のすべての通信、理解または合意に優先します。

17.2 **注意**。本 EULA に基づいて Kodak Alaris に送付された通知は legal@kodakalaris.com の法務部に送付されます。

17.3 **準拠法**。ソフトウェアが欧州経済地域から提供された場合、本 EULA はイングランドおよびウェールズの法律に準拠します。本ソフトウェアが欧州経済地域外から提供された場合、本 EULA はニューヨーク州の法律に準拠します。本 EULA は、国際物品売買契約に関する国際連合条約に準拠せず、この適用は明示的に除外される。いかなる理由でも、管轄裁判所によって本契約の条項または一部に法的強制力がないと判断された場合、本 EULA の他の条項は完全な効力を維持するものとする。

17.4 **不可抗力**。Kodak Alaris は、そのような不具合が直接的または間接的に、暴動、テロ、政府の法律や規制、火災、洪水、爆発、機械の故障、資材不足、輸送や作業の難しさ、事故、または Kodak Alaris の合理的な制御を超えその他の事象に起因することによる義務を履行しなかった場合には、責任を負いません。

17.5 **譲渡**。お客様は、Kodak Alaris の書面による事前の同意なしに、本 EULA に基づく権利または義務のいずれも譲渡、移転、委任または下請けをしないものとします。本項に違反しているとされる譲渡または委任は、無効とします。Kodak Alaris は、Kodak Alaris の資産のすべてまたは実質的にすべてを取得した関連会社または人へ書面による事前の同意なく、いつでも本 EULA に基づく権利または義務のすべてを譲渡または移譲することができます。

17.6 **関係**。当事者間の関係は、独立した契約者の関係です。この EULA は、当事者、それぞれの後継者、許可された代理人の唯一の利益のためであり、本 EULA のもとで、または本 EULA に起因するいかなる法的または衡平な権利、利益または救済措置についても、明示的または黙示的に、他の人物または団体を目的とするものではありません。

17.7 **権利放棄**。Kodak Alaris による本 EULA の条項権利放棄は、Kodak Alaris による書面および署名に明示的に規定されていない限り有効ではありません。本 EULA から生じる権利、救済、権限または特権を行使すること、または行使を遅らせることは、その権利放棄とみなされるものとします。ここでの権利、救済、権能または特権の単独または部分的な行使は、他のまたはそれ以上の行使、その他の権利、救済、権限または特権の行使を妨げるものではありません。

****ドキュメント終了****